

## 文京区住居確保給付金事業実施要領

27文福生第642号平成27年4月1日福祉部長決定  
2020文福生第216号令和2年4月17日福祉部長決定

### (目的)

第1条 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給に関する事務の取扱手続について、生活困窮者自立支援法、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 住居確保給付金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、支給申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げるいずれかの事由に該当すること。
  - ア 離職又は事業を行う個人が当該事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から2年を経過していない場合
  - イ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は事業を行う個人が当該事業を廃止した場合と同等程度の状況（以下「減収した状況の者」という。）にある場合
- (2) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める者であること。
  - ア 前号アに掲げる場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者（離職後に離婚等によりその属する世帯の生計を主として維持している者を含む。）
  - イ 前号イに掲げる場合 支給申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者
- (3) 就労能力及び常用就職（雇用契約において、期間の定めがない労働契約又は6か月以上の雇用期間が定められているものをいう。以下同じ。）の意欲があり、飯田橋公共職業安定所（以下「公共職業安定所」という。）への求職申込み等を行い、又は現に行っている者であること。
- (4) 第1号ア又はイに掲げる事由により住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある（次号及び第6号に規定する場合に該当し、賃貸住宅等に入居していることをいう。以下同じ。）者であること。
- (5) 支給申請日の属する月における収入（生計を一にする同居の親族の収入がある場合にあっては、当該収入の合計額）が、世帯の人数に応じ、それぞれ別表に定める合計額未満であること。
- (6) 預貯金（生計を一にする同居の親族の預貯金がある場合にあっては、当該預貯金の合計額）が、次に掲げる世帯に応じ、それぞれ次に定める金額であること。
  - ア 単身世帯 504,000円以下
  - イ 2人世帯 780,000円以下
  - ウ 3人以上の世帯 1,000,000円以下
- (7) 就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業その他の住居喪失離職者等に対する雇用施策による貸付け若しくは給付又は地方自治体等が実施す

る類似の貸付け若しくは給付を、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族が受けていないこと。

- (8) 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（支給金額）

第3条 住居確保給付金の額は、別表で定める住宅扶助上限額を上限とする。

（支給期間）

第4条 住居確保給付金の支給期間は、3か月を限度とする。ただし、第14条第1項に規定する就職活動及び同条第2項に規定する応募又は面接を誠実に継続するとともに、日常・社会生活支援（就労意欲及び就労能力があっても直ちに就労に結び付きにくい者に対する、就労の際に必要な基本的な日常生活習慣の改善支援、就労の際に役立つ基礎能力、基礎技能等の習得支援等をいう。以下同じ。）生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合は、3か月を限度に支給期間を延長することができる。

2 前項の規定により支給期間を延長した者が、日常・社会生活支援又は生活保護受給者等就労自立促進事業を継続利用している場合は、3か月を限度に支給期間を再延長することができる。

3 区長は、住宅を喪失している対象者にあつては入居に際して初期費用として支払を要する月分の賃料の翌月以後の月分の賃料について、住宅を喪失するおそれのある対象者にあつては次条第1項の規定による申請が行われた日の属する月以後の月分の賃料について、住宅支援給付を支給する。

（支給申請）

第5条 住居確保給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住居確保給付金支給申請書（第1-1号様式）（以下「申請書」という。）及び住居確保給付金申請時確認書（第1-1A号様式）（以下「確認書」という。）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる本人確認書類の写しのうちいずれか1つ

ア 運転免許証

イ 住民基本台帳カード

ウ 旅券

エ 身体障害者手帳その他の各種福祉手帳

オ 国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証又は共済組合員証

カ 住民票

キ 戸籍謄本等

(2) 2年以内に離職又は廃業をしたこと又は申請日において減収した状況の者であることが確認できる書類の写し

(3) 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

(4) 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、申請書に確認のための印を押し、申請者に対し当該押印済みの申請書の写しを交付する。

（求職申込み）

第6条 申請者は、公共職業安定所に求職申込み等を行い、求職受付票等の写し及び別に定める書類を区長に提出しなければならない。

(入居住宅の確保)

第7条 住宅を喪失している申請者は、不動産媒介業者等に第5条第2項の規定により交付された申請書の写しを提示し、当該業者等を介して住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅(第3条に規定する支給上限額以下の賃料のものに限る。)を確保しなければならない。

2 住宅を喪失している申請者は、入居を希望する住宅が確定した後、入居予定住宅に関する状況通知書(第2-1号様式)を、不動産媒介業者等から必要事項の記載を受けた上で、区長に提出する。

(入居住宅の貸主等との調整)

第8条 住宅を喪失するおそれのある申請者は、入居住宅の貸主又は当該貸主から委託を受けた事業者(以下「貸主等」という。)に第5条第2項の規定により交付された申請書の写しを提示した後、入居住宅に関する状況通知書(第2-2号様式)(以下「通知書」という。)を、貸主等から必要事項の記載を受けた上で、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写しを添えて区長に提出する。

(審査)

第9条 区長は、前2条の規定により申請書又は通知書の提出があった場合は、その内容を審査し、住居確保給付金の支給を決定したときは、住居確保給付金支給対象者証明書(第3号様式)を交付する。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、住居確保給付金の不支給を決定したときは、住居確保給付金不支給決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、住宅を喪失するおそれのある申請者に対して、住居確保給付金支給対象者証明書の交付を省略することができる。

(賃貸借契約の締結)

第10条 住宅を喪失している申請者は、入居予定住宅に関する状況通知書に必要事項の記載を受けた不動産媒介業者等に対し、前条第1項の規定により交付された住居確保給付金支給対象者証明書を提示した上で、入居を予定していた賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、当該賃貸住宅に入居した後7日以内に、住居確保報告書(第5号様式)に当該賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添えて区長に提出する。

(支給決定)

第11条 区長は、前条に規定する住居確保報告書の提出があったとき又は住居を喪失するおそれのある申請者に対し住居確保給付金の支給を決定したときは、住居確保給付金支給決定通知書(第7-1号様式)により申請者に対し通知する。

(支給方法)

第12条 区長は、前条に規定する住居確保給付金の支給決定を受けた申請者(以下「支給決定者」という。)の同意を得て、支給決定者が居住し、又は居住を予定している住居の貸主等の口座へ住居確保給付金を毎月振り込むものとする。

(実態確認)

第13条 区長は、必要に応じて支給決定者の住居を訪問し、居住の実態を確認するものとする。

(支給決定者の責務)

第14条 支給決定者は、住居確保給付金の支給期間中において、常用就職に向けた就職活動として、原則、毎月2回以上公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けるとともに、毎月4回以上住居確保・就労支援員等（以下「支援員等」という。）による面接等の支援を受けなければならない。

2 支給決定者は、原則、週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けなければならない。

3 支給決定者は、常用就職したときは、速やかに常用就職届（第6号様式）により区長に届け出なければならない。

4 支給決定者は、前項の規定による届出を行った月以降、収入月額を確認することができる書類を、区長に毎月提出するものとする。

（支給額の変更）

第14条の2 区長は、支給決定者が借主の責によらず転居せざるを得ない場合において、当該支給決定者から住居確保給付金の支給額の変更に係る申請があったときは、その支給額を変更することができる。

2 前項の申請は、住居確保給付金変更支給申請書（第1-3号様式）により行うこととする。

3 区長は、第1項の規定により支給額を変更するときは、住居確保給付金変更支給決定通知書（第7-3号様式）により当該支給決定者に通知する。

（支給の停止）

第14条の3 区長は、支給決定者が住居確保給付金の受給中に職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）を受給することとなった場合は、当該支給決定者への住居確保給付金の支給を停止する。ただし、当該支給決定者への職業訓練受講給付金の支給が終了した際に、当該支給決定者からの届出があったときは、住居確保給付金の支給を再開することができる。

2 支給決定者は、職業訓練受講給付金の受給が決定したときは、住居確保給付金支給停止届（第9-1号様式）により区長に届け出なければならない。

3 区長は、第1項本文の規定により住居確保給付金の支給を停止したときは、住居確保給付金支給停止通知書（第9-2号様式）により当該支給決定者に通知する。

4 第1項ただし書に規定する届出は、住居確保給付金支給再開届（第9-3号様式）により行うこととする。

5 区長は、第1項ただし書の規定により住居確保給付金の支給を再開するときは、住居確保給付金支給再開通知書（第9-4号様式）により当該支給決定者に通知する。

（支給の中止）

第15条 区長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、住宅支援給付の支給を中止することができる。

(1) 前条第1項に規定する公共職業安定所での職業相談又は支援員等による面接等の支援を受けることを怠ったとき。

(2) 常用就職後に前条第3項の規定による届出及び同条第4項の規定による収入の報告を怠ったとき。

2 区長は、生活保護受給者等就労自立促進事業の候補者として区が選定したにもかかわらず支給決定者が正当な理由なく事業への参加を拒む場合、日常・社会生活支援を受け

ることを求められたにもかかわらず支給決定者が正当な理由なく利用開始を拒む場合又は当該支援を受けている者が正当な理由なく当該支援の継続を拒む場合は、原則として、区が当該事実を確認した月の翌月の家賃相当分から住居確保給付金の支給を中止する。

3 区長は、公共職業安定所において職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づく求職者支援制度による職業訓練の受講申込みが可能とされた住居確保給付金受給者が、区が同制度の利用を指示したにもかかわらず、正当な理由なくその申込みを拒む場合は、原則として、区が当該事実を確認した月の翌月の家賃相当分から住居確保給付金の支給を中止する。

4 区長は、支給決定者が常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したことにより別表に定める生活費に家賃額を加えた額を超える収入月額を得た場合、その翌月以降の月分の住居確保給付金の支給を中止する。

5 区長は、住居確保給付金の支給決定後、住宅の貸主の責によらずに住居から退去した者については、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

6 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに住居確保給付金の支給を中止する。

(1) 虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになったとき。

(2) 支給決定者が禁錮刑以上の刑に処されたとき。

(3) 支給決定者又は支給決定者と生計を一にする同居の親族が暴力団員と判明したとき。

7 区長は、支給決定者が生活保護費を受給した場合は、福祉部生活福祉課と調整の上、住居確保給付金の支給を中止する。

8 区長は、前各項のほか、支給決定者の死亡等支給する事ができない事情が生じたときは、住居確保給付金の支給を中止する。

9 区長は、前各項の規定により住居確保給付金の支給を中止した場合は、住居確保給付金支給中止通知書（第8号様式）により、対象者に通知するものとする。

（住居確保給付金の返還）

第16条 区長は、虚偽の申請等その他不正な手段により不適正に住居確保給付金を受給した者がいるときは、既に支給された住居確保給付金の全額又は一部を返還させるものとする。

（住居確保給付金の再支給）

第17条 区長は、住居確保給付金の支給を受けて常用就職した後、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより、第2条各号に規定する支給対象者の要件のいずれにも該当することとなった者（住宅手当又は住居確保給付金受給中に、第15条第1項から第3項まで及び第6項の規定により支給が中止された者並びに同条第5項の規定により支給が中止となった者で正当な理由なく住居から退去したものを除く。）について、住居確保給付金を再支給することができる。

2 第3条から第14条までの規定は、前項の場合において準用する。（支給期間を延長する際の取扱い）

第18条 支給決定者は、第4条第1項又は第2項の規定による支給期間の延長または再延長を希望する場合は、支給期間の最終の月の末日まで（支給期間の最終の月が年度の最終の月に当たる場合は、翌年度の最初の月の初日まで）に住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（第1-2号様式）を区長に提出し、申請するものとする。

2 区長は、前項に規定する申請があった場合において、第2条第5号に規定する場合に該当し、かつ、第4条第1項又は第2項に規定する場合に該当するときは、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（第7-2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（暴力団員等と関係を有していた場合の取扱い）

第19条 本給付の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合にあつては、区長は、当該業者等への給付の振込みを中止する。

（委任）

第20条 この要領の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

### 付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月20日から施行する。

### 別表（第2条、3条関係、15条）

世帯人数	生活費	住宅扶助上限額	合計額
1人	84,000円	53,700円	137,700円
2人	130,000円	64,000円	194,000円
3人	172,000円	69,800円	241,000円
4人	214,000円		283,800円
5人	255,000円		324,000円
6人	297,000円	75,000円	372,000円
7人	334,000円	83,800円	417,000円
8人	370,000円		453,000円
9人	407,000円		490,800円
10人	443,000円		526,800円